

「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」
改正案に関する意見

2014年4月16日

経済産業省商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課 御中

経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課 御中

農林水産省食料産業局商品取引グループ 御中

適格消費者団体

NPO法人ひょうご消費者ネット

理事長 山 崎 省 吾

(連絡先) 〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-11

兵庫県母子会館2階C

NPO法人ひょうご消費者ネット事務局

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

ひょうご消費者ネットは、平成17年12月に設立され、平成18年5月に内閣総理大臣に適格消費者団体の認定を受けた消費者団体である。

(<http://hyogo-c-net.sakura.ne.jp/index.html>)

貴課（グループ）が2014年4月5日公示した見出しのパブリックコメント募集に対し、次のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

商品先物取引法施行規則改正による次の規制緩和には強く反対する。

- 1 ハイリスク取引の経験者に対する勧誘や、熟慮期間を設定した契約の勧誘を不

招請勧誘の禁止の適用除外とすること（規則第 102 条の 2 第 1 号，第 2 号）。

- 2 日本商品先物取引協会による外務員の登録事務に関する届出につき，外務員の住所を届出事項から削除すること（規則第 95 条第 2 号，第 3 号）。

第 2 意見の理由

1 不招請勧誘禁止規制の緩和にかかる改正案について（規則第 102 条の 2 第 1 号，第 2 号）

- （1）本改正案は，同規則第 102 条の 2 を改正することにより，7 日間の熟慮期間を設けること等の条件の下で，70 歳未満の消費者への電話・訪問勧誘による取引を幅広く認めるとともに，自社以外とのハイリスク取引の経験者に対する勧誘を認めるという内容となっている。しかし，商品先物取引に係る消費生活相談の半数以上は 70 歳未満の契約者についてのものであり，改正案は商品先物取引の不招請勧誘禁止規制を大幅に緩和し，事実上解禁するに等しいものである。

かかる改正案は，消費者保護の観点から見て重大な危険をはらむものであり，到底容認できない。

- （2）周知の通り，商品先物取引における不招請勧誘の規制は，商品先物取引業者による長年にわたる深刻な消費者被害に対応するため，国会における慎重な審議を経て商品先物取引法の平成 21 年改正で導入され，平成 23 年 1 月から施行されているものである。

そして，同法が改正される際の国会審議においては，「商品先物取引に関する契約の締結の勧誘を要請していない顧客に対し，一方的に訪問し，又は電話をかけて勧誘することを意味する『不招請勧誘』の禁止については，当面，一般個人を相手方とする全ての店頭取引及び初期の投資以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること。」，「さらに，施行後 1 年以内を目処に，規制の効果及び被害の実態等に照らして政令指定の対象等を見直すものとし，必要に応じて，時機を失することなく一般個人を

相手方とする取引全てに対象範囲を拡大すること。」との附帯決議がされているものである。

商品先物取引に対する不招請勧誘禁止規制の必要性和適用対象の範囲は、国会における慎重な審議を踏まえて定められたものであり、この経緯は重く捉えるべきものである。

しかるに、本改正案は、法律及び政令による不招請勧誘禁止の対象を、省令で大幅に限定し、事実上70歳未満の消費者に対する商品先物取引業者による電話・訪問勧誘を解禁するものとなっている。

このような規制緩和を省令で行おうとすること自体が、そもそも透明かつ公正な市場を育成し、委託者保護を図るべき監督官庁の立場と相容れないものである上、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く」（商品先物取引法第214条第9号括弧書き）とする法律の委任の範囲を超え、国会での議論の経緯や附帯決議を無視して、法律の規定を骨抜きにするものと言わざるを得ず、内容的にも手続き的にも到底許容できるものではない。

- (3) 不招請勧誘禁止規定の見直しに関しては、産業構造審議会商品先物取引分科会が2012年8月に、「将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられるなどの状況を見極めることが適当である。」とのとりまとめがなされており、現在も、個人顧客に対し、金の現物取引やスマートC X取引（損失限定取引）を勧誘して顧客との接点を持つや、すぐさま通常の商品先物取引を勧誘し、多額の損失を与える被害が少なからず発生している実情がいまだに見受けられる。

かかる状況下で本改正案のような規制緩和を許せば、商品先物取引業者による古いビジネスモデルを再び活性化させ、高齢者のいのち金や、一般消費者の生活基盤である預貯金を極めてリスクの高い投資に向かわせ、同時に、詐

欺的投資勧誘を行おうとする悪質な事業者に格好のツールを提供する結果となり、再び商品先物取引被害が社会問題化する危険性が極めて高い。

また、本改正案による7日間の熟慮期間の設定は、商品先物取引勧誘の局面において、とりわけ高齢者を含め複雑でハイリスク・ハイリターンな取引に不慣れな一般消費者の保護にはほとんど機能しないものであること、現に、かつて海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に類似の規定が設けられていたが、同規定は顧客保護のためにはほとんど機能しなかったものであることにも留意する必要がある。

(4) 当団体は、既に2013年10月に、金融商品取引法の下で総合取引所制度が発足するのを機に商品先物取引に関する不招請勧誘禁止を撤廃することに反対し、商品先物取引が金融庁監督下の総合取引所において取り扱われるようになって、不招請勧誘禁止が維持される必要があるとの意見を表明している。内閣府消費者委員会も本年4月8日付けで、本改正案が、消費者保護の観点から見て、重大な危険をはらむものであり、再考を求める旨の意見書を公表しているところである。

(5) 以上から、当団体は、本改正案には、強く反対する。

2 日本商品先物取引協会による外務員の登録事務に関する届出につき、外務員の住所を届出事項から削除する規制緩和について（規則第95条第2号、第3号）。

商品先物取引業者による長年にわたる深刻な消費者被害は、その登録外務員によってもたらされてきたものである。あまたの先物取引被害関係訴訟においても登録外務員は不法行為の加害者として訴求され、商品先物取引業者と連帯して、その賠償責任が認容されてきている。こうした中で監督行政において外務員登録の届出事項から外務員の住所を削除する規制緩和を必要とする立法事実はどこにも見当たらない。

かかる規制緩和を許せば、外務員の受託業務によって被害を被った消費者の追

及から加害行為を行った外務員や商品先物取引業者を守る結果をもたらすだけであり、このような規制緩和を省令で行おうとすること自体が、そもそも透明かつ公正な市場を育成し、委託者保護を図るべき監督官庁の立場と相容れないものである。

したがって、当団体は、本改正案にも強く反対する。

以 上